



平成30年10月15日

平成30年度第7回茨城地方最低賃金審議会の開催について

茨城労働局長

標記会議を、下記のとおり開催します。

同審議会を一部公開としますので、傍聴を希望される方は、下記によりお申し込みください。

なお、茨城県特定最低賃金改正について金額調査審議をする場合は、一部非公開になります。

記

1. 日 時 平成30年10月31日(水) 午後2時30分から
2. 場 所 ホテルシーズン 会議室グレイス  
水戸市桜川1-9-6
3. 議 題
  - (1) 特定最低賃金の改正決定等について
  - (2) その他
4. 傍聴可能人数 若干名
5. 申込要領
  - (1) 傍聴を希望する方は、往復はがき又はファクシミリにより、審議会傍聴希望と明記し、審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属組合または会社名をご記入の上お申し込みください。(傍聴希望が複数人の場合は個人ごとにお申し込みください。)  
申込の締切は平成30年10月26日(金)午後5時とします。

【申込先】

茨城労働局 労働基準部 賃金室

〒310 - 8511

茨城県水戸市宮町1 - 8 - 31

TEL 029 - 224 - 6216

FAX 029 - 224 - 6273

- (2) 会場の収容人数を超える場合には、申込締切期限前でも傍聴をお断りすることがあります。その場合はその旨連絡します。
- (3) 傍聴希望者は、審議会開催時刻の10分前までに会場にお越しください。  
会場入口で本人確認をさせていただきますので、当日は運転免許証等本人確認ができるものをお持ちください。
- (4) 車椅子の方は、申込書にその旨お書き添えください。また、介助の方のお名前も併せてお書き添えください。
- (5) 傍聴にあたっては、審議の妨げとならないように別添「傍聴にあたっての留意事項」に従ってください。

以上

## 傍聴にあたっての留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 3 会長の許可なく、写真撮影やビデオカメラの使用はできません。
- 4 審議会の内容の録音はできません。
- 5 審議会委員等の言論に対して、発言し又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、飲食等は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用は慎んでください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 静粛を旨とし、審議の妨げとなるような行為等は慎んでください。
- 11 茨城地方最低賃金審議会の会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけないときは、会長が退場を命ずる場合があります。

茨城地方最低賃金審議会事務局